



= 官報の使い方 =

官報って・・・？

官報とは、国が発効する唯一の法令公布の機関紙です。憲法、法律、条約、政令、省令などは、官報に掲載されて初めて「公布」されたことになり、法的な効力が発生することになります。

一番大きな役割は法令を公布することですが、国の政策を周知したり、国民の権利義務に関連する各種の公告なども掲載されます。

行政機関の休日を除き、毎日発行されています（独立行政法人国立印刷局発行）。

官報に掲載される内容

●法令の公布

憲法改正、詔書（国会の召集、衆議院の解散、総選挙など）、法律、政令、条約、最高裁判所規則、府令や省令、規則、告示

●広報的事項

国会事項（議事日程、議案関係など）、人事異動（一定の役職以上の公務員）、叙位叙勲、皇室事項（行幸啓、御祝電、宮中諸儀など）、官庁報告（各省庁の報告事項など）、資料（閣議決定など）

●公告紙的事項

各官公庁、裁判所、会社などが法令の規定に基づいて行う公告

WTO（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定）に基づく政府関係機関の入札公告等、地方公共団体の公告（地方債償還、行旅死亡人公告など）、裁判所公告（破産関係、失踪宣告、禁治産宣告など）、会社公告（商法などに基づく組織変更公告、解散公告など）

■その他

国民の休日（前年 2 月最初の官報で発表）

地価公示、政治団体の収支報告書、特殊法人の決算財務諸表

皇室情報 行幸のスケジュール、宿泊先など。歌会始で選ばれた歌や人も掲載

国家試験（司法試験・情報処理・会計士など）合格者の名前が発表されるものもあり。

公聴会の予定

官報の種類

- 官報本誌 行政機関の休日以外毎日発行
- 官報号外 本誌で掲載しきれない分量を掲載、随時発行
- 官報号外特 突発的な事態に発行
- 政府調達公告版 調達情報を掲載、随時発行
- 目録 毎月 1 回発行

官報の使い方

1. 目次 官報には記載される記事の順番が決まっています。最初に必ず目次がついています。
2. 目録 詔書から告示まで、法令別・省庁別に、題・掲載日・号数・頁数をまとめています。（緑色の紙のもの）翌月 8 日前後に発行。

<裏面に続く>

Webで調べる

●インターネット官報 <http://kanpou.npb.go.jp/>

独立行政法人国立印刷局のサイト。直近 30 日間の官報を見ることができる。

●政府刊行物／官報／官報公告 <http://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/?op=1>

独立行政法人国立印刷局のサイト。1996 年 6 月 3 日以降の目次が検索できます。

●官報バックナンバー <http://www.kantei.go.jp/jp/kanpo/digest-bk.html>

首相官邸のサイト。1 年分の官報をみることができます。

●政府公共調達データベース http://www.jetro.go.jp/database/gov_procurement/

JETRO(日本貿易振興機構)のサイト。政府調達についての解説と、政府調達公告版の検索ができます。(公示の種類、官報掲載日、調達機関、調達機関所在地、品目による検索が可能)

●官報保管図書館一覧(近畿編) http://kanpo.kanpo.net/kanpo_library.php

株式会社かんぽうのサイト。官報を永年保存している図書館のリストが閲覧できます。

★ 池田市の公報

自治体版官報ともいえるのが公報です。池田市立図書館で「池田市公報」を閲覧できます。

●池田市公報(Web) http://www.city.ikeda.osaka.jp/shisei_jouhou/kouhou_housei.html

官報は、池田市立図書館(丘の上の図書館)で閲覧できます。(過去約 15 年分)

